

若手研究者奨励賞選考規定

1. 若手研究者奨励賞候補者もしくは指導教員が次年会において本会の会員であることを条件とする。
2. 対象者は、開催年度4月1日現在で、四大卒は40歳未満、六大卒（医学・歯学・薬学・獣医学）は42歳未満、または、博士の学位取得後8年未満とする。
3. 若手研究者奨励賞は原則として、候補者5名につき1名とする。
4. 若手研究者奨励賞は一度のみ受賞できる。
5. 若手研究者奨励賞の審査は日本メイラード学会役員で行われ、審査員は役員が務める。
6. 若手研究者奨励賞候補者の演題に共著になっている役員は「すべての審査を棄権」する。なお審査員が少ない場合は奨励賞選考委員会が臨時に他に審査員を依頼する。

本規定は令和5年10月13日から施行する。